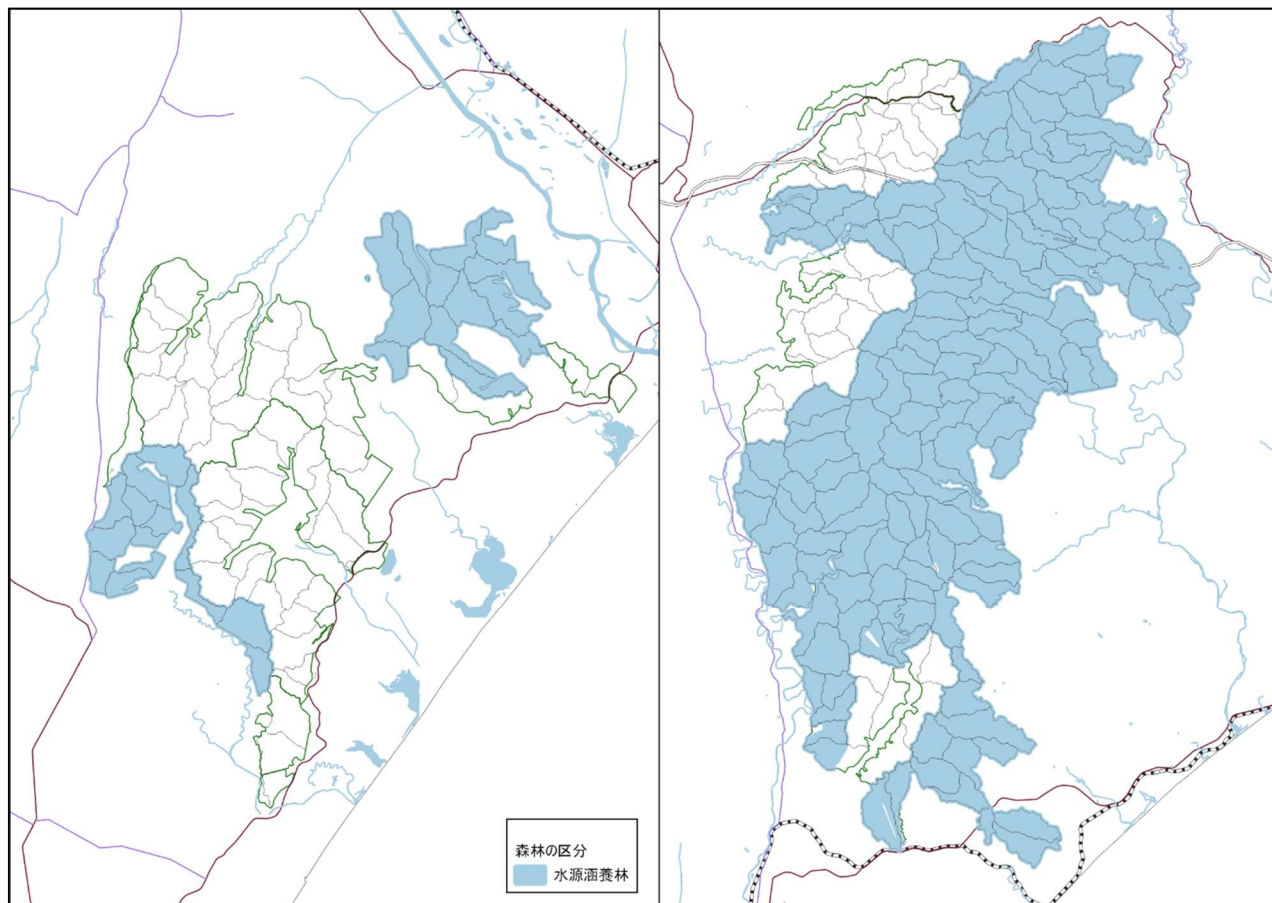
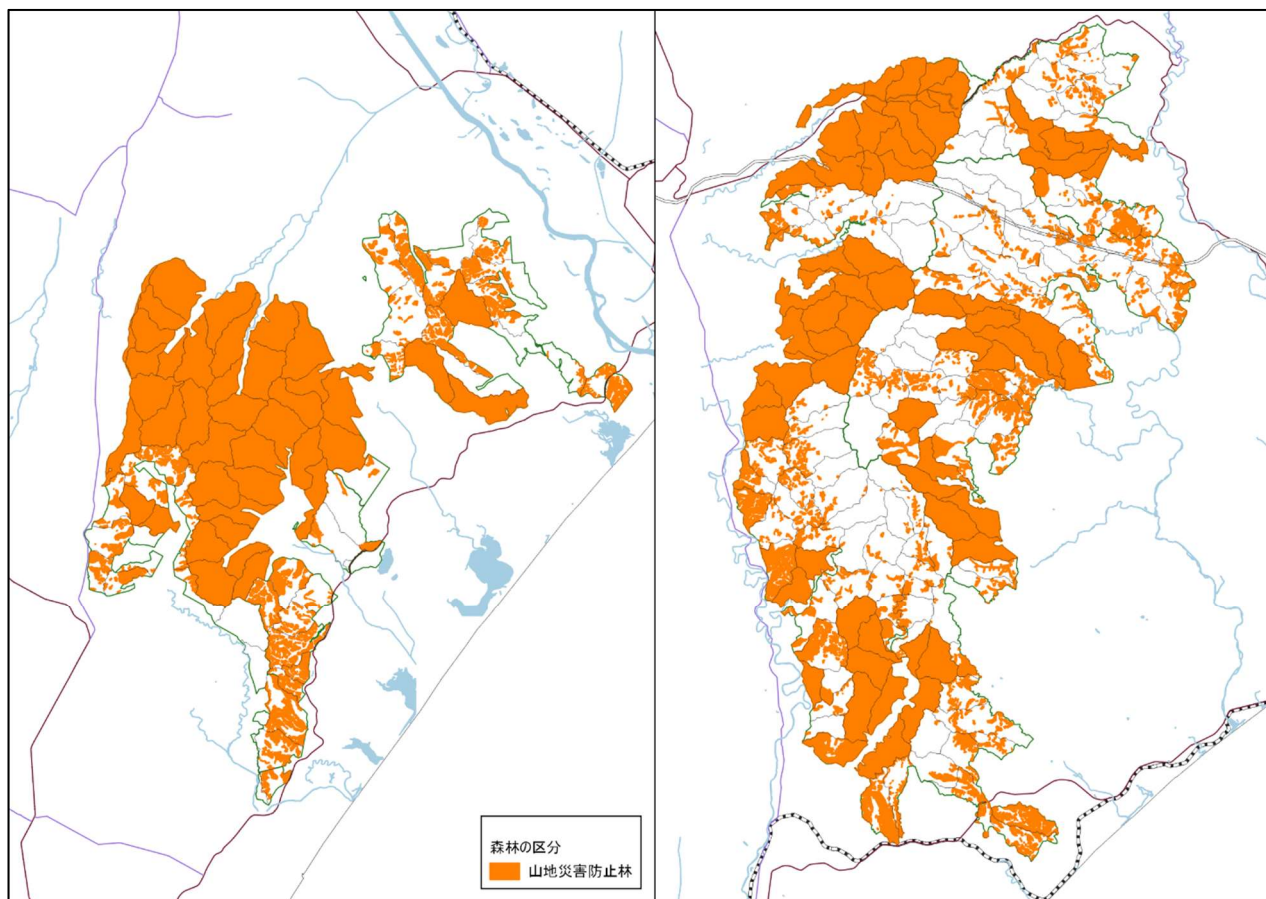


4 森林の区分図

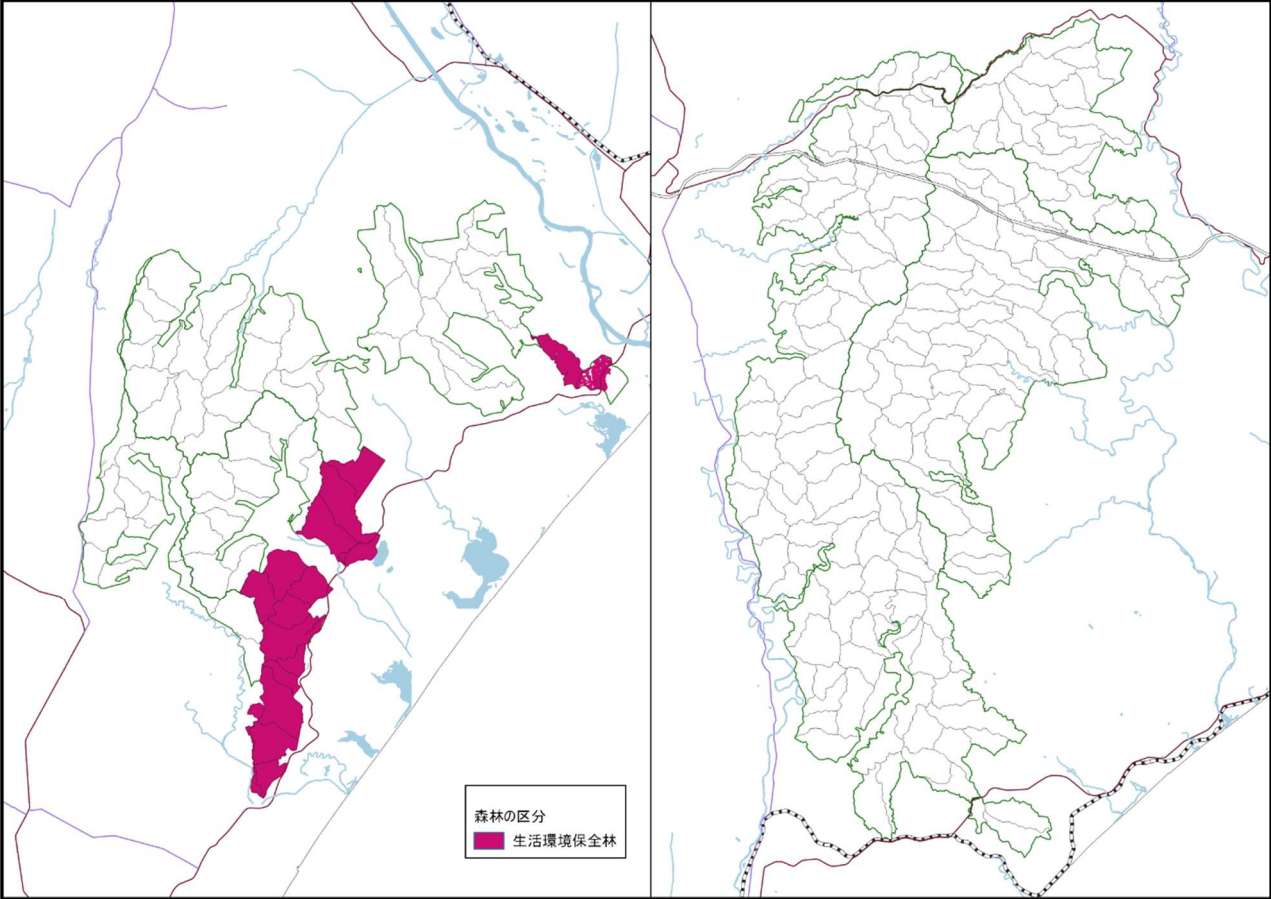
(1) 水源涵養林の区域



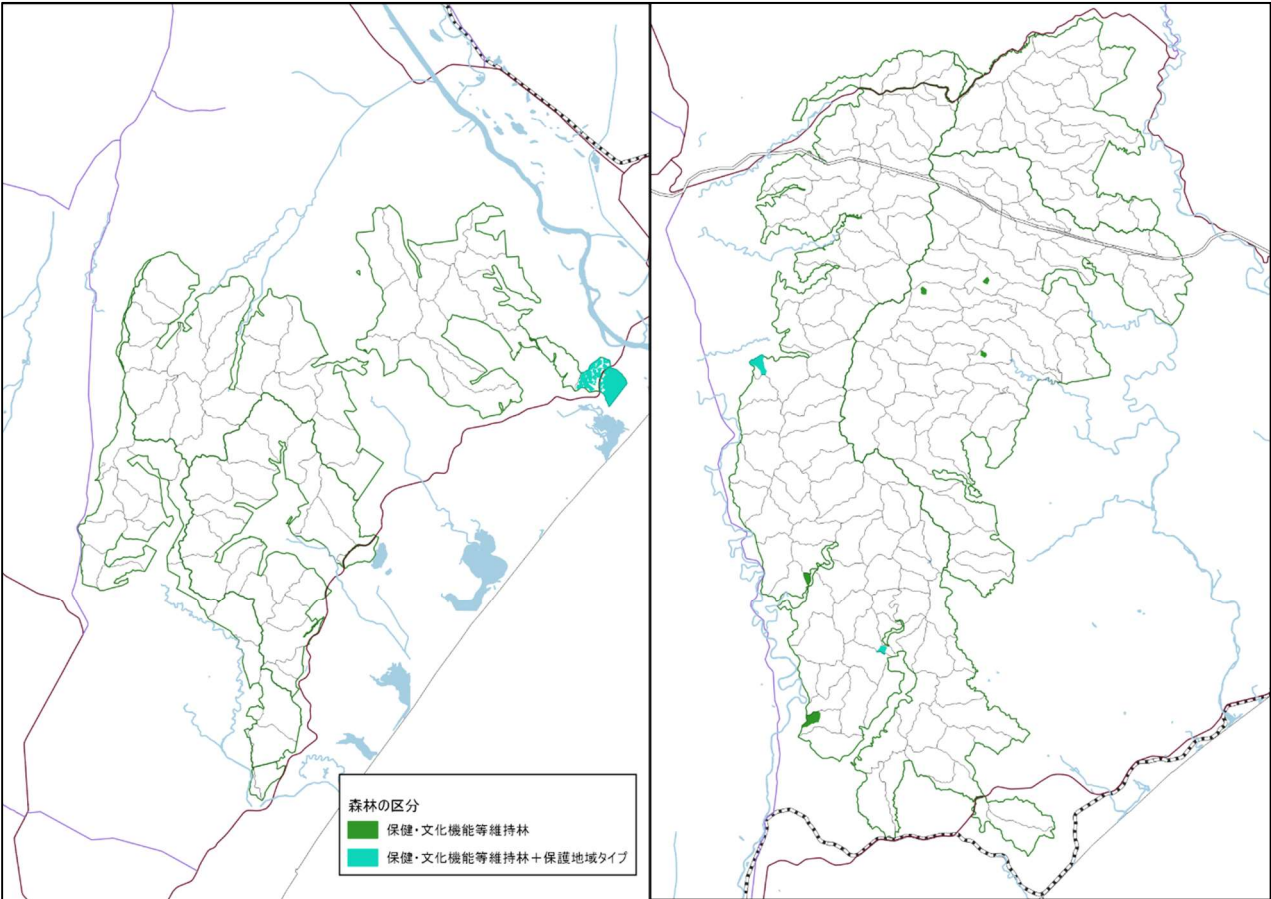
(2) 山地災害防止林の区域



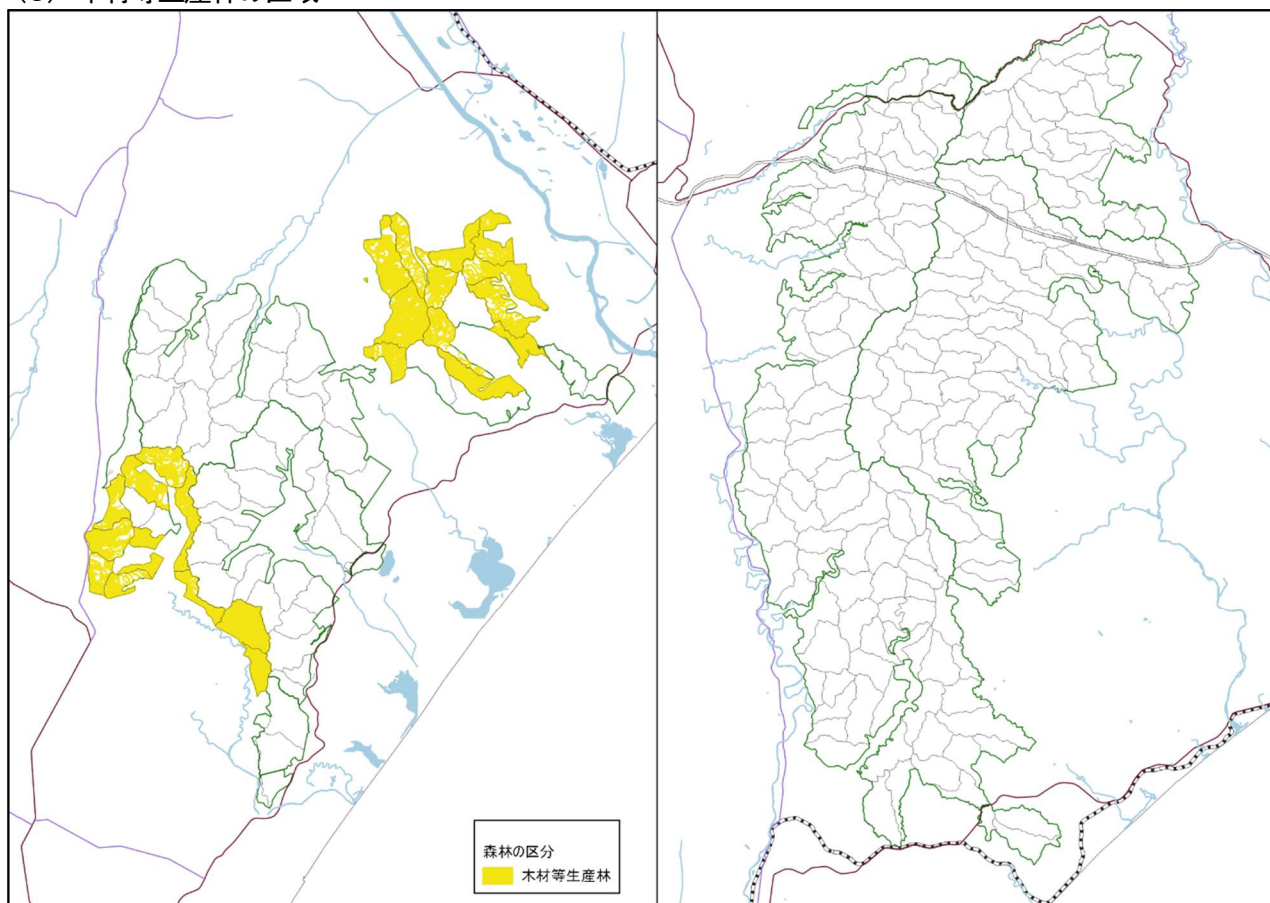
(3) 生活環境保全林の区域



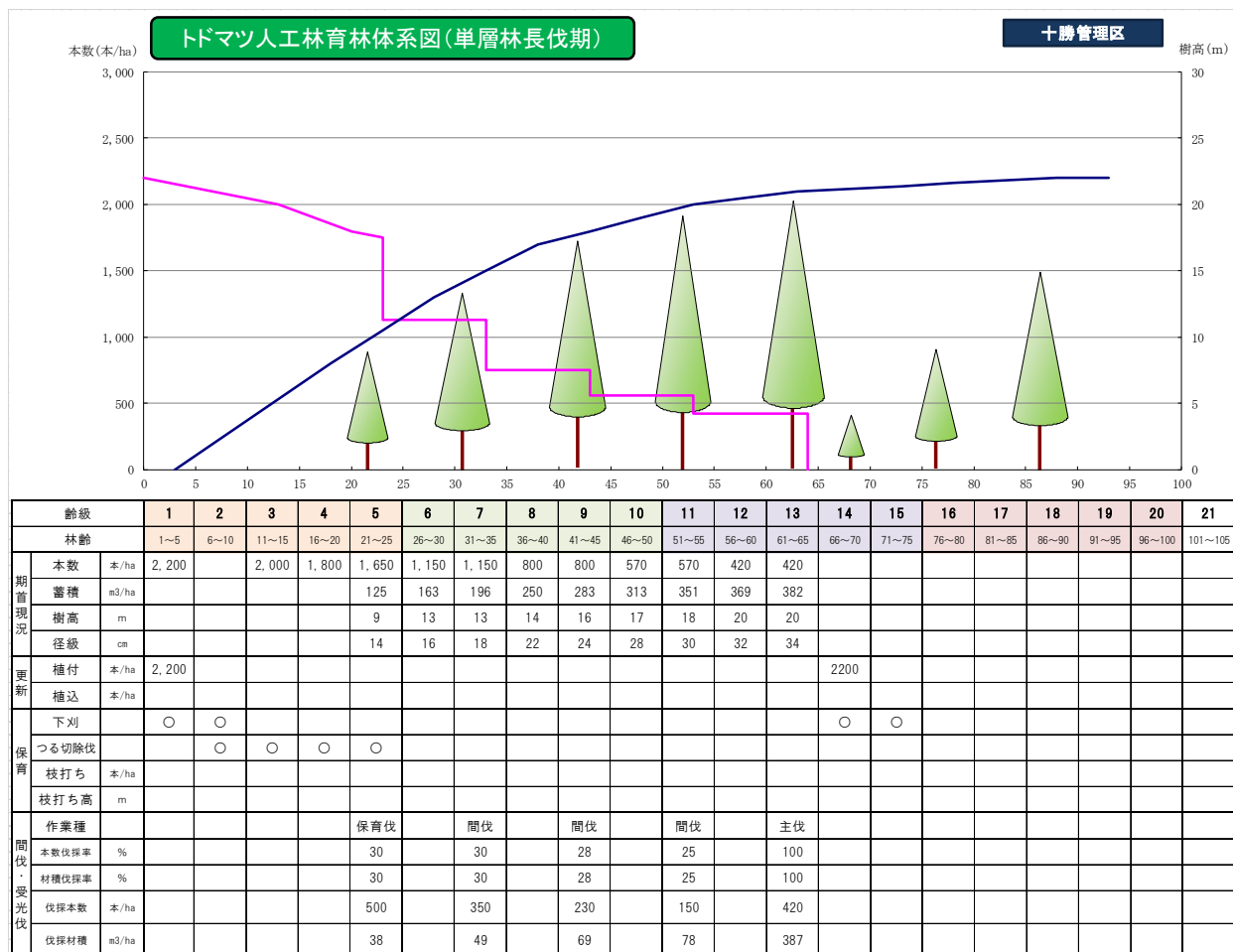
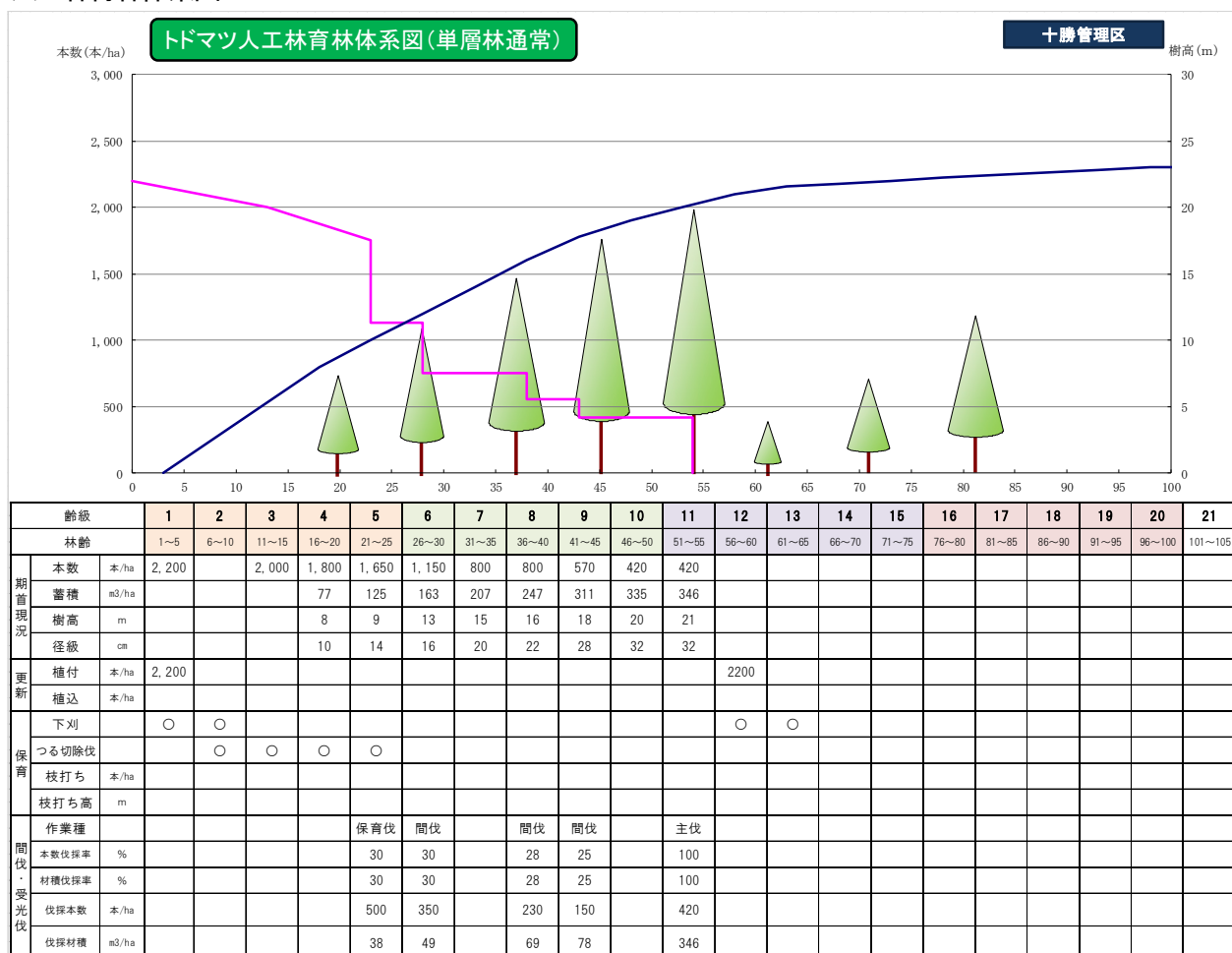
(4) 保健・文化機能等維持林の区域

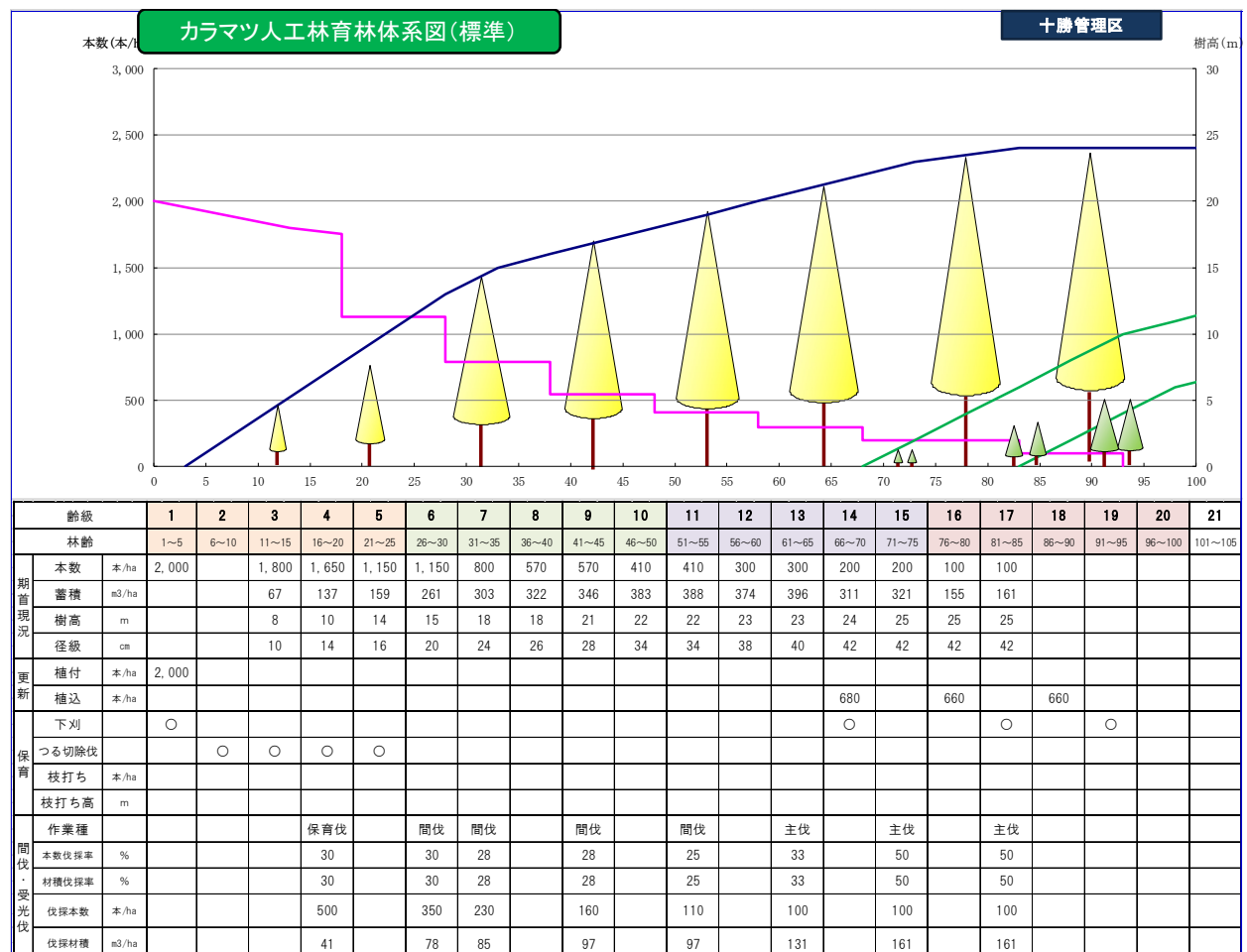
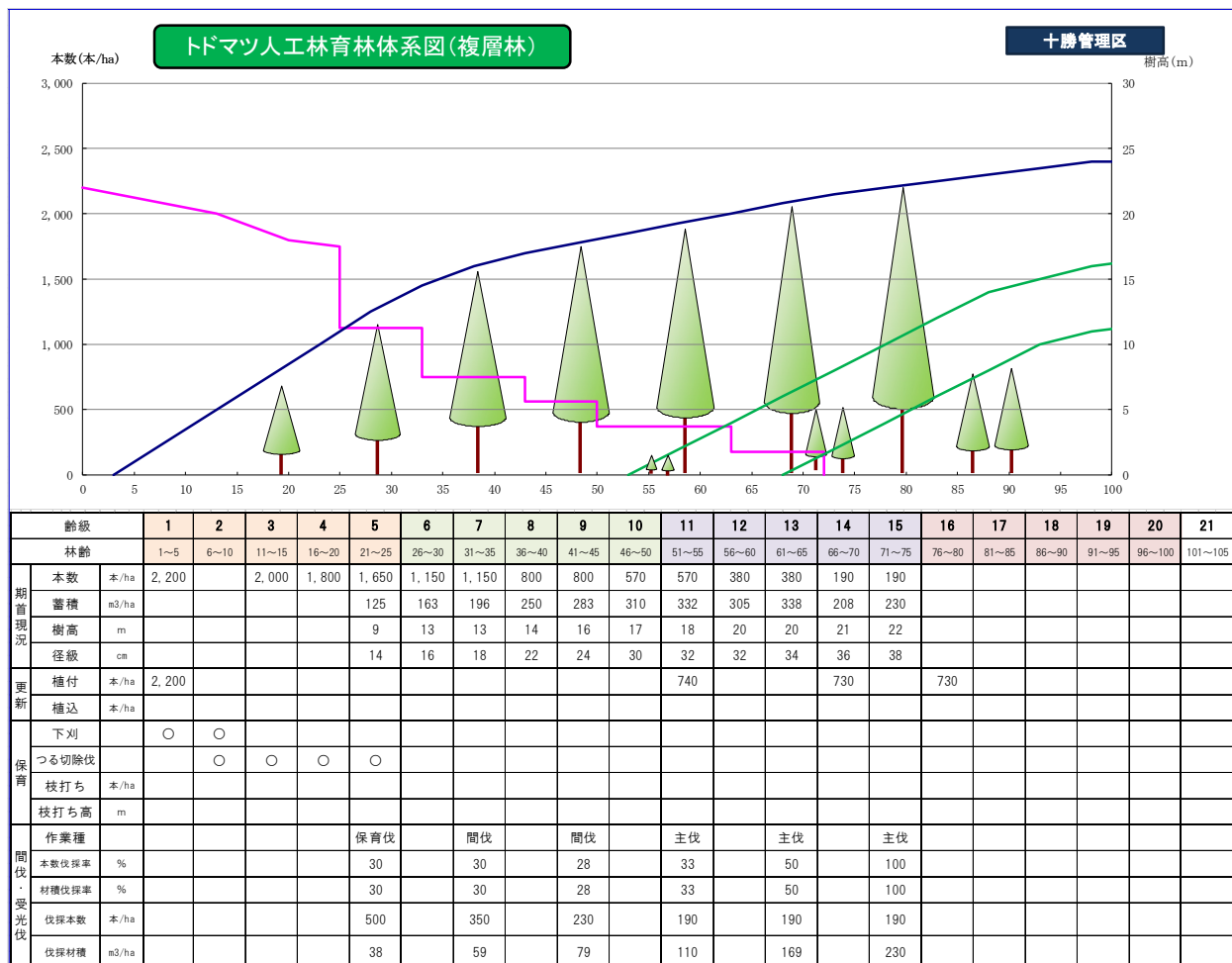


(5) 木材等生産林の区域



5 人工林育林体系図





- 6 主な保全施業林分及び特別施業林分の現況
道有林の整備・管理上、多種多様な森林を目的別、施業方法別に次のとおり分類している。

(1) 保全施業林分

ア 保護林

希少性又は特異性を有している森林を恒久的に保存し、施業の参考とする。

名 称	目 的	林小班	面積 (ha)	蓄 積		設定年
				針葉樹	広葉樹	
優良広葉樹保護林	優良広葉樹の保存及び広葉樹の林相推移を生態的に観察します。	82-10	3.52	676	1,078	S51 年
		82-20	0.48	93	147	S51 年
トドマツ原生保護林	トドマツ原生の保存及び林相推移を生態的に観察します。	93-14	5.44	2,552	544	S51 年
針広混交原生保護林	道東の代表的な針広混交林の保存及び林相推移を生態的に観察します。	98-49	4.16	425	845	S51 年
広葉樹原生保護林	原生に近い有用広葉樹の保存及び自然推移を生態的に観察します。	282-18	30.88	2,934	11,951	S50 年

イ 保健利用林

地域住民などの森林レクリエーションの場として供する。

名称	所在市町村	目的	林小班	面積(ha)	設定年
該当なし					

(2) 特別施業林分

ア 試験林

森林施業に資すべき試験を行っている森林。

自然公園特別地域等に設定した場合、それぞれの施業制限を遵守し試験を行う。

名 称	目 的	林小班	面積 (ha)	蓄 積		設定年
				針葉樹	広葉樹	
ミズナラ施業試験林	ミズナラを主体とした二次林について、異なる密度管理を実施し、広葉樹林育成のための技術指針を検討します。	56-30	9.60		2,400	S54 年
		56-31	6.40		1,261	S54 年
広葉樹育成試験林	広葉樹林、針広混交林における広葉樹の育成方法を検討します。	91-48	3.04	356	599	S51 年
グイマツ雑種 F ₁ 低密度植栽試験地	低密度植栽による低コスト、省力化した造林技術を体系化するための実証林を造成し、その成長経過とコスト削減の効果を検証します。	249-82	4.00			H15 年

イ 検定林

育種種苗の成長、形質、耐寒性等の検定を行っている森林。

林小班	樹 種	面積 (ha)	蓄 積		設定年	備 考
			針葉樹	広葉樹		
203-80	トドマツ	2.88	951	29	S55 年	

204-80	ニホンカラムツ	4.00	1,808		S52 年	
211-80	グイマツ	1.60	335		S57 年	
219-80	ニホンカラムツ	4.00	1,144		S51 年	

ウ 採種林(遺伝子保存林)

種子の採取を目的とした森林で、林業種苗法による指定を受けていない森林(採種林)。

または、林木育種事業を計画的に進めるため、現存する林木の優良遺伝子群を確保、保存するために設定された森林(遺伝子保存林)。

名 称	林小班	面積 (ha)	蓄 積		設定年	備 考
			針葉樹	広葉樹		
該当なし						

エ 母樹林

有用広葉樹種子採取源整備事業により有用広葉樹の種子採取を目的として指定された森林。

自然公園特別保護地域等に設定した場合、それぞれの施業制限を遵守し採取を行う。

林 小 班	樹 種	面積 (ha)	蓄 積		設定年	備 考
			針葉樹	広葉樹		
253-12	ケヤマハンノキ	3.20		685	S50 年	遺伝子保存林に指定
253-13	ケヤマハンノキ	2.40		500	S50 年 H 2 年	遺伝子保存林に指定 有用広葉樹母樹林に重複指定
310-29	ヤチダモ天然林	3.52	641	476	H 元年	有用広葉樹母樹林に重複指定

オ 採種園

育種種子の採取を目的として設けた園地。

名 称	林小班	樹種	面積 (ha)	設定年	備 考
大樹採種園	225-81	トドマツ		R7 年	予定

カ 分収造林

分収造林契約に係わる森林。

保安林に指定された場合には、その施業要件を遵守しながら施業を行う。また、自然公園特別地域等に造成した場合、それぞれの施業制限を遵守し施業を行う。

林小班	樹 種	面積(ha)	蓄積	植栽年月日 設定年月日	契約期間 (自) (至)	分収 割合	備 考
		上段:植栽地 下段:その他	上段:N 下段:L				
該当なし							

キ 分収育林

分収育林契約に係わる森林。

保安林に指定された場合には、その施業要件を遵守しながら施業を行う。

林小班	樹 種	面積(ha)	蓄積	植栽年月日 設定年月日	契約期間 (自) (至)	分収 割合	備 考
		上段:植栽地 下段:その他	上段:N 下段:L				
該当なし							

7 管理及び計画の沿革

(1) 管理の沿革

年 度	沿 革 の 概 要
大正 2 年	国から公有林として 20,954 町歩（約 20,781ha）を譲渡される（音別事業区）。音別村に地方費森林音別事務所を設置し、白糠村及び音別村一円を管轄。
大正 4 年	国から公有林として浦幌村内の林野 24,198 町歩（約 23,998ha）を譲渡される（浦幌事業区）。地方費森林音別事務所を浦幌村に移し、地方費森林浦幌事務所と改称し、新たに十勝郡浦幌村及び大津村一円を管轄し、浦幌・本別・音別に監護員駐在所を設置。
大正 5 年	浦幌村大火により、地方費森林浦幌事務所を類焼。
大正 6 年	中川郡川合村字池田に地方費森林池田事務所を設置。浦幌監護員駐在所も移転し、池田監護員駐在所と改称。
大正 7 年	国から公有林として 12,227 町歩（約 12,126ha）を譲渡される。厚岸町に厚岸監護員駐在所を設置。
大正 9 年	国から公有林として 23,954 町歩（約 23,756ha）を譲渡される（大津事業区）。豊頃・霧多布監護員駐在所を設置。
大正 10 年	浦幌・大津・白糠監護員駐在所を設置。管内の公有林 12,227 町歩（約 12,126ha）を分割して、地方費森林厚岸事務所を新設。厚岸・霧多布監護員駐在所を管轄。
大正 12 年	地方費森林池田事務所を池田森林事務所に、各監護員駐在所を分区員駐在所に改称。
昭和 10 年	忠類分区員駐在所を設置
昭和 11 年	池田分区員駐在所を移転し浦幌分区員駐在所と改称。
昭和 16 年	留真分区員駐在所を設置。
昭和 17 年	戦時下の森林行政機構改革により、帯広営林区署の管轄となり、池田森林事務所は帯広営林区署池田営林作業所に、分区員駐在所は担当区員駐在所と改称。
昭和 18 年	池田営林作業所が昇格し池田営林区署と改称。
昭和 22 年	営林区署を営林署と改称。林政統一により、地方費森林は道有林となり池田営林区署は池田林務署に、担当区員駐在所は駐在所と改称。所管駐在所は浦幌・留真・本別・大津・豊頃・忠類・白糠・音別の 8 箇所となる。
昭和 31 年	浦幌事業所を新設。
昭和 33 年	浦幌事業所を廃止し、音別事業区全部・浦幌事業区の一部道有林 35,148 町歩（約 34,858ha）を分割し浦幌林務署を新設。所管駐在所は浦幌・留真・音別・白糠の 4 箇所となる。
昭和 37 年	音別駐在所を分割し音別南・音別北駐在所に、浦幌駐在所を分割し、厚内駐在所を設置。
昭和 38 年	富川・生花駐在所を設置。
昭和 44 年	駐在所を事業所と改称。従来の 12 駐在所を統廃合し本別・豊頃・忠類・浦幌・白糠・音別の 6 事業所となる。
昭和 63 年	白糠事業所を音別事業所に、忠類事業所を豊頃事業所に統合。
平成 4 年	本別・豊頃・浦幌・音別事業所を廃止。
平成 6 年	浦幌林務署を浦幌道有林管理センターと改称。池田林務署は浦幌道有林管理センターの管轄となる。
平成 13 年	忠類苗畑作業所を廃止。

平成14年	浦幌道有林管理センターを十勝森づくりセンターと改称。 池田に分室（普及課）、足寄、大樹に事務所を設置。
平成22年	十勝総合振興局森林室と改称。



浦幌分区員駐在所(昭和11年)



池田分区員駐在所(昭和11年)



浦幌分区員駐在所(昭和11年)



池田林務署(年代不明)



十勝総合振興局森林室(平成11年度落成[当時浦幌道有林管理センター])

(2) 計画策定の沿革

名 称	設定年度	区 域	面 積	実 行 期 間		備 考
				期 間	年数	
編成案	明治42年	浦幌事業区	24,956 町	自 明治 44 年～至 大正 4 年	5	
編成案	大正3・4年	音別事業区	20,255	自 大正 4 年～至 15 年	10	
第一次検訂案	大正 4年	浦幌事業区	24,002	自 大正 5 年～至 9 年	5	
第二次検訂案	大正 8年	浦幌事業区	23,233	自 大正 11 年～至 昭和 5 年	9	
編成案	大正10年	大津事業区	22,363	自 大正 11 年～至 昭和 5 年	9	
第一次検訂案	大正14年	音別事業区	19,993	自 昭和 2 年～至 11 年	10	
第三次検訂案	昭和 3年	浦幌事業区	23,344	自 昭和 6 年～至 15 年	10	
第一次検訂案	昭和 5年	大津事業区	22,363	自 昭和 6 年～至 15 年	10	
第二次検訂案	昭和10・11年	音別事業区	19,828ha	自 昭和 12 年～至 19 年	8	
第四次検訂案	昭和15年	浦幌事業区	23,470	自 昭和 16 年～至 25 年	10	
第二次検訂案	昭和15年	大津事業区	23,049	自 昭和 16 年～至 25 年	10	
第三次検訂案	昭和18年	音別事業区	19,828	自 昭和 20 年～至 21 年	2	
応急植伐案	昭和22年	音別事業区	19,828	自 昭和 22 年～至 24 年	3	
臨時收穫基案	昭和23年	浦幌事業区	23,470			
第三次検訂案	昭和23年	大津事業区	23,049	自 昭和 24 年～至 33 年	10	
臨時收穫基案	昭和24年	音別事業区	19,828	自 昭和 25 年～至 28 年	4	
第五次検訂案	昭和25年	浦幌事業区	23,025	自 昭和 26 年～至 29 年	4	
臨時検訂案	昭和27年	大津事業区	22,301	自 昭和 28 年～至 37 年	10	
第四次検訂案	昭和28年	音別事業区	19,828	自 昭和 29 年～至 31 年	3	
第六次検訂案	昭和29年	浦幌事業区	23,025	自 昭和 30 年～至 31 年	2	
臨時編成案	昭和32年	音別・浦幌事業区	33,954	自 昭和 32 年～至 35 年	4	浦幌事業区を分割し、浦幌事業区・上浦幌事業区となる。
臨時編成案	昭和32年	大津・上浦幌事業区	31,049	自 昭和 32 年～至 36 年	5	
第一次施業案	昭和34年	大津・上浦幌事業区	31,071	自 昭和 35 年～至 39 年	5	
臨時修正案	昭和36年	音別・浦幌事業区	33,954			
第一次修正案	昭和36年	大津・上浦幌事業区	31,071	自 昭和 37 年～至 39 年	3	
第一次施業案	昭和36年	音別・浦幌事業区	33,919	自 昭和 37 年～至 40 年	4	
第二次修正案	昭和37年	大津・上浦幌事業区	31,071	自 昭和 38 年～至 39 年	2	
臨時経営計画	昭和39年	大津・上浦幌事業区	31,071	自 昭和 40 年～至 40 年	1	
第1次経営計画	昭和40年	浦幌経営区	34,117	自 昭和 41 年～至 41 年	1	音別・浦幌事業区を浦幌経営区に改称。 大津・上浦幌事業区を池田経営区に改称。 道有林経営5ヶ年計画に伴う変更。
第1次経営計画	昭和40年	池田経営区	31,164	自 昭和 41 年～至 42 年	2	
第1次経営計画 (第一次変更計画)	昭和41年	浦幌経営区	34,117	自 昭和 42 年～至 42 年	1	

第1次経営計画 (第一次変更計画)	昭和42年	池田経営区	31,164	自 昭和 42 年～至 43 年	2	造林量の変更。
第1次経営計画 (第二次変更計画)	昭和42年	浦幌経営区	34,117	自 昭和 43 年～至 44 年	2	
第1次経営計画 (第二次変更計画)	昭和43年	池田経営区	31,164	自 昭和 44 年～至 45 年	2	
第1次経営計画 (第三次変更計画)	昭和44年	浦幌経営区	34,117	自 昭和 45 年～至 45 年	1	
昭和46年経営計画	昭和45年	浦幌経営区	34,117	自 昭和 46 年～至 48 年	3	
昭和46年経営計画	昭和45年	池田経営区	31,120	自 昭和 46 年～至 50 年	5	
昭和46年経営計画 (第一次変更計画)	昭和48年	浦幌経営区	34,117	自 昭和 49 年～至 49 年	1	
昭和46年経営計画 (第二次変更計画)	昭和49年	浦幌経営区	34,117	自 昭和 50 年～至 50 年	1	
昭和51年経営計画 (臨時編成)	昭和50年	浦幌経営区	34,161	自 昭和 51 年～至 51 年	1	
昭和51年経営計画 (臨時編成)	昭和50年	池田経営区	31,042	自 昭和 51 年～至 51 年	1	
昭和52年経営計画	昭和51年	浦幌経営区	34,161	自 昭和 52 年～至 54 年	3	
昭和52年経営計画	昭和51年	池田経営区	31,042	自 昭和 52 年～至 54 年	3	
昭和52年経営計画 (第一次変更計画)	昭和54年	浦幌経営区	34,162	自 昭和 55 年～至 56 年	2	
昭和52年経営計画 (第一次変更計画)	昭和55年	池田経営区	31,042	自 昭和 55 年～至 56 年	2	
昭和57年経営計画	昭和56年	浦幌経営区	34,162	自 昭和 57 年～至 59 年	3	
昭和57年経営計画	昭和56年	池田経営区	30,937	自 昭和 57 年～至 60 年	4	
昭和57年経営計画 (第一次変更計画)	昭和59年	浦幌経営区	34,162	自 昭和 60 年～至 61 年	2	
昭和57年経営計画 (第一次変更計画)	昭和60年	池田経営区	30,937	自 昭和 61 年～至 61 年	1	
昭和62年経営計画	昭和61年	浦幌経営区	34,162	自 昭和 62 年～至 平成 元年	3	
昭和62年経営計画	昭和61年	池田経営区	30,940	自 昭和 62 年～至 平成 元年	3	
昭和62年経営計画 (第一次変更計画)	平成 元年	浦幌経営区	34,194	自 平成 2 年～至 3 年	2	
昭和62年経営計画 (第一次変更計画)	平成 元年	池田経営区	30,940	自 平成 2 年～至 3 年	2	
平成4年経営計画	平成 3年	浦幌経営区	34,194	自 平成 4 年～至 8 年	5	
平成4年経営計画	平成 3年	池田経営区	30,922	自 平成 4 年～至 8 年	5	
平成9年経営計画	平成 8年	浦幌・池田 経営区	65,071	自 平成 9 年～至 9 年	1	治山事業施行地 における施業規 制の変更に伴う 変更。
平成9年経営計画 (第一次変更計画)	平成10年	浦幌・池田 経営区	65,071	自 平成 10 年～至 12 年	3	
平成9年経営計画 (第二次変更計画)	平成12年	浦幌・池田 経営区	65,071	自 平成 13 年～至 13 年	1	
平成14年整備管理計画	平成13年	十勝管理区	65,065	自 平成 14 年～至 17 年	4	浦幌・池田経営区 を合併し十勝管

平成14年整備管理計画 (第一次変更計画)	平成17年	十勝管理区	65,050	自 平成 18 年～至 18 年	1	理区に改称。
平成19年整備管理計画	平成18年	十勝管理区	65,048	自 平成 19 年～至 24 年	6	
平成25年整備管理計画	平成24年	十勝管理区	65,051	自 平成 25 年～至 28 年	4	
平成29年整備管理計画	平成28年	十勝管理区	64,975	自 平成 29 年～至 令和3年	5	
令和4年整備管理計画	令和 3年	十勝管理区	64,978	自 令和4年～至 令和4年9月	0. 5	
令和4年第一次変更計画	令和 4年	十勝管理区	64,978	自 令和4年10月～至13年	9. 5	Ⅱ 分期の伐採計画の見直し



ナウマン象化石発掘風景

学 名 : Palaeoloxodon naumanni MAKIYAMA
 雌 雄 : 雄(推定)
 年 齢 : 成獣(24～25歳前後)
 生 息 時 代 : 洪積世中期(ミンデル-リス間氷期) 約30万年前

昭和44年 7月 農免道路工事中に発見
 昭和44年 8月 第1次発掘 化石の一部発掘
 昭和45年 6月 第2次発掘 化石の本体発掘
 昭和45年10月 第3次発掘 関連遺物発掘